令和8年11月24日
大阪市民病院機構

案件名　大阪市立総合医療センター清涼飲料水自動販売機設置・運営事業者の募集　に関する質問一覧

番号	質問事項（質問者原文）	回答
1	設置番号⑤ 総合医療センター1階北側入口風除室について、 設置場所の背面がガラスになっており、 現設置事業者様は鉄板（転倒防止板）を使用して設置しておりますが、現在は耐震基準として許可されておりません。 耐震基準を満たす場合は、高さ10cm×幅30cm×長さ90cm程の石板を数枚敷いて対策を施す必要がありますが、可能でしょうか。	可能です。
2	設置番号⑩および⑬ 総合医療センター4階職員食堂前と 都島センタービル4階エレベーターホールの 栄養補助食品が必須の自動販売機について、 飲料と食品用の自動販売機を分けて1台ずつ 設置することはできないでしょうか。 理由：食品併売機（飲料+食品）に災害対応ユニットを取り付けることが困難なため。	事業者決定後、施設担当者と協議の上決定します。